



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 7月25日金曜日 第1477号

◇ 目 次 ◇ 告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	807
指定居宅サービス事業者の指定.....	808
指定居宅介護支援事業者の指定.....	809
指定介護老人福祉施設の指定.....	810
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	810
指定居宅サービス事業の廃止.....	810
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	810
土地改良区役員の住所の変更の届出.....	810
保安林の指定.....	811
漁業免許の内容等の公示.....	811
建設業者の許可の取消し.....	812
公有水面埋立免許の出願.....	812
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	814
道路の区域変更（一般国道494号）.....	815
道路の供用開始（"）.....	816
道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	816
道路の供用開始（"）.....	816
道路の区域変更（県道城川橋原線）.....	816
道路の供用開始（"）.....	817
道路の位置の廃止.....	817
道路の位置の指定の廃止.....	817
特定計量器の定期検査の実施.....	817

告 示

○愛媛県告示第1526号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年 7月25日

愛媛県知事 加戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 福島 孝一
- 工場・事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社東予工場
西条市船屋字新地乙 145 番地 1
- 特定施設に関する事項

(1) 銅電解槽

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第62号 口電解施設
特定施設の能力	容量10立方メートル×300基

工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後43ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 0.5～8.0 最大 0.5～8.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 15 最大 15
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 200
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 10
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 10
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	無 し	

備考 汚水等は、全量再利用する。

(2) 脱銅電解槽

特定施設の種類	政令別表第1第62号 口電解施設	
特定施設の能力	容量6立方メートル×24基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後43ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 0.5～8.0 最大 0.5～8.0

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 15 最大 15
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつ きミリグラ ム)	通常 200 最大 200
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつ きミリグラ ム)	通常 10 最大 10
	りん含有量 (単位 1 リットルにつ きミリグラ ム)	通常 10 最大 10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		無し

備考 汚水等は、全量再利用する。

4 汚水等の処理施設に関する事項
(既設)

設 置 年 月 日	平成13年11月30日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和沈殿方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート+FRP製、ステン レス製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 29メートル 横 39メートル 高さ 13メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり2,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和+酸化+凝集沈殿+中和		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 0.5~3.0 最大 0.5~3.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 150 最大 300	通常 10.5 最大 15.2
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつ きミリグラ ム)	通常 150 最大 400	通常 10 最大 25
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつ きミリグラ ム)	通常 10 最大 60	通常 10 最大 60

りん含有量 (単位 1 リットルにつ きミリグラ ム)	通常 10 最大 20	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,340 最大 2,000	通常 1,340 最大 2,000

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び
最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 内港2号排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 2.5 最大 3.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつ きミリグラ ム)	通常 10 最大 50
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつ きミリグラ ム)	通常 2.5 最大 10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有量 (単位 1 リットルにつ きミリグラ ム)	通常 0.5 最大 2
	通常 145,000 最大 188,600	

(2) 内港3号排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 2.2 最大 4.1
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつ きミリグラ ム)	通常 10 最大 50
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつ きミリグラ ム)	通常 2.5 最大 10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	りん含有量 (単位 1 リットルにつ きミリグラ ム)	通常 0.5 最大 2
	通常 284,700 最大 359,370	

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1527号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成15年7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3873300333	有限会社ヘルパーステーションともとも	愛媛県温泉郡重信町西岡599番地29	訪問介護	有限会社ヘルパーステーションともとも	愛媛県温泉郡重信町西岡599番地29	平成15年6月10日
3873100139	医療法人北辰会	愛媛県西条市氷見丙477番地	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム丹原の郷	愛媛県周桑郡丹原町池田1267番地1	平成15年6月16日
3873100121	医療法人北辰会	愛媛県西条市氷見丙477番地	通所介護	デイサービスセンター丹原の郷	愛媛県周桑郡丹原町池田1267番地1	平成15年6月16日
3870103433	株式会社ケアメイツ・ネットワーク	愛媛県松山市天山2丁目5番5号	福祉用具貸与	アトムケアサポート	愛媛県松山市西一万町10-1	平成15年6月1日
3873700326	社会福祉法人愛寿会	愛媛県松山市東方町甲813番地	訪問介護	ヘルパーステーション瀬戸あいじゅ	愛媛県西宇和郡瀬戸町川之浜594番地	平成15年6月1日
3873700342	社会福祉法人愛寿会	愛媛県松山市東方町甲813番地	短期入所生活介護	ショートステイ瀬戸あいじゅ	愛媛県西宇和郡瀬戸町川之浜594番地	平成15年6月1日
3873700367	社会福祉法人愛寿会	愛媛県松山市東方町甲813番地	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム瀬戸あいじゅ	愛媛県西宇和郡瀬戸町川之浜594番地	平成15年6月1日
3873700359	社会福祉法人愛寿会	愛媛県松山市東方町甲813番地	通所介護	デイサービスセンター瀬戸あいじゅ	愛媛県西宇和郡瀬戸町川之浜594番地	平成15年6月1日
3871000281	有限会社ユニット・ワン	愛媛県伊予市米湊855番地11	痴呆対応型共同生活介護	グループホームユニットいよ	愛媛県伊予市瀬町302-1	平成15年6月25日
3871000299	あいオート有限公司	愛媛県伊予市下吾川577番地2	福祉用具貸与	あいオート有限公司あい福祉用具貸与事業所	愛媛県伊予市下吾川577番地2	平成15年6月26日
3870200668	株式会社セカイフジ	愛媛県今治市中日吉町1丁目5番34号	訪問介護	アズモアケアサービス	愛媛県今治市上徳字徳久甲711番地1	平成15年6月26日
3870103441	特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブとも	愛媛県松山市岩崎町2丁目8番17	痴呆対応型共同生活介護	ともの家湯ノ山	愛媛県松山市湯の山6丁目4-8	平成15年6月27日
3873400273	有限会社エル・シー・エヌ	愛媛県松山市萱町5丁目55番地1104号	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム久万いこいの郷	愛媛県上浮穴郡久万町入野1726番地の5	平成15年6月27日
3873900470	有限会社レインボープラス	愛媛県北宇和郡広見町近永1310番地5	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム虹の森	愛媛県北宇和郡松野町延野々1448-1	平成15年6月27日
3870600453	いたわり有限公司 A I G	愛媛県西条市中西404番地1	訪問介護	ヘルパーステーションいたわり	愛媛県西条市中西404-1	平成15年6月2日
3810129639	医療法人社団西仁会	愛媛県松山市中一万町5番10	通所リハビリテーション	浦屋病院	愛媛県松山市中一万町5番地10	平成15年6月2日
3870103458	株式会社ケアジャパン	愛媛県松山市中央1丁目1020番地1	痴呆対応型共同生活介護	グループホームハッピー	愛媛県松山市中央1丁目1020番地1	平成15年6月30日
3870200700	有限会社武吉	愛媛県今治市横田町1丁目6番3号	訪問介護	武吉ホームヘルプサービス今治	愛媛県今治市郷新屋敷町5丁目3番2号	平成15年6月30日
3871200279	有限会社武吉	愛媛県今治市横田町1丁目6番3号	訪問介護	武吉ホームヘルプサービス東予	愛媛県東予市周布348番地8	平成15年6月30日
3870200692	社会福祉法人なごみの会	愛媛県今治市別名251番地	訪問介護	ヘルパーステーションなごみ	愛媛県今治市別名251番地 特別養護老人ホーム今治なごみ苑1階	平成15年6月6日

○愛媛県告示第1528号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成15年7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3873100113	医療法人北辰会	愛媛県西条市氷見丙477番地	居宅介護支援	ケアプランセンター丹原の郷	愛媛県周桑郡丹原町池田1267番地1	平成15年6月16日

○愛媛県告示第1529号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。
平成15年 7月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護老人福祉施設の開設者名称又は氏名	開設者の主たる住所	サービスの種類	指定介護老人福祉施設		指定年月日
				名称	所在地	
3870200684	社会福祉法人なごみの会	愛媛県今治市別名251番地	介護老人福祉施設	今治なごみ苑	愛媛県今治市別名251番地	平成15年 6月 6日
3873700334	社会福祉法人愛寿会	愛媛県松山市東方町甲813番地	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム瀬戸あいじゅ	愛媛県西宇和郡瀬戸町川之浜594番地	平成15年 6月 1日

○愛媛県告示第1530号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。
平成15年 7月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の開設者名称又は氏名	開設者の主たる住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3860390479	財団法人正光会	愛媛県宇和島市柿原1280	訪問看護	正光会訪問看護ステーション	愛媛県宇和島市堀端町1-13	愛媛県宇和島市柿原1280番地	平成15年 6月 1日
3870200619	有限会社唐子浜介護センター	愛媛県今治市東村3-1-38	訪問介護	有限会社唐子浜介護センター	愛媛県今治市東村3丁目1番38号	愛媛県今治市東村3-1-38ツカサビル1階	平成15年 6月 1日
3870500745	有限会社光タクシー	愛媛県新居浜市高木町2-20	訪問介護	光介護サービス	愛媛県新居浜市喜光地町2丁目2番22号	愛媛県新居浜市高木町2-20日豊ビル4階	平成15年 6月18日

○愛媛県告示第1531号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービスを廃止した旨の届出があった。
平成15年 7月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の開設者名称又は氏名	開設者の主たる住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870100470	株式会社ケアメイツ・ネットワーク	愛媛県松山市天山2丁目5番5号	福祉用具貸与	アトムケアサポート	愛媛県松山市天山2丁目5番5号	平成15年 5月31日

○愛媛県告示第1532号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。
平成15年 7月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者名称又は氏名	開設者の主たる住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870501057	有限会社光タクシー	愛媛県新居浜市喜光地町2丁目2番地22号	居宅介護支援	光介護支援センター	愛媛県新居浜市船木甲4433番地1号	愛媛県新居浜市高木町2-20日豊ビル4階	平成15年 6月18日

○愛媛県告示第1533号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市久米地区土地改良区から次のとおり役員の住所を変更した旨の届出があった。

平成15年 7月25日

愛媛県知事 加戸守行

役員の 種 類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	三 好 通 昭	松山市来住町288番地	松山市来住町228番地

○愛媛県告示第1534号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成15年7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 保安林の所在場所

西条市荒川字八ノ川丁43、丁46の1、丁49から丁51まで、丁69の1、字竹ヶ平丁44、字竹ヶ平上丁57、丁61、字竹ヶ平下丁62の2、字ボラス畑丁47、字上ダヤ丁48、丁56、字モツセ丁60、字トガラ丁96、字榎谷丁105、字トウノ谷丁106の1、丁106の2、字トラノ谷丁107の1、丁107の2、字大ズレ丁108、丁109、字大ウ子丁111、丁115の1から丁115の3まで、字谷宮丁112、字大平下丁118、丁119の1、字ハシズメ丁122の1、丁122の2、丁170、字十五畑丁159の1、丁159の2、丁160の1、丁160の4、字又右工門荒丁161、字マトバ丁164、字日ノ地丁171の1から丁171の13まで、丁171の15、丁171の18、丁171の20、丁171の22、丁171の24、丁171の30、丁171の33、黒瀬字抜石乙653の3、字一本杉乙703、津越字所後7037の1、保野字三ツウネ7589の17、7589の18、大浜字猿谷6345の7、字ヤセヲ6444、6482、字大谷ノ下6470の乙、6470の丙、字番屋ノ西6471の1、字ジル谷6477の2、6477の3、6478の1から6478の3まで、6485の1、6485の3、6485の4、6488の1、6488の3、6488の4、字檜木尾道ノ下6479の甲、6479の乙、字シル谷西谷6480の3、6480の4、字ヤセヲ道ノ下6487、字山谷6489の1から6489の6まで、6490の1から6490の3まで、藤之石字ノジ甲86の1、甲86の2、字刃屋敷甲255から甲259まで、字吉居乙43、乙44の1、乙44の2、乙45から乙47まで、乙55の1、乙55の2、乙56、字向井丙12の71、丙12の73、丙12の80、丙12の81、字丸藪丙53、丙54の1、丙54の2、丙81、丙82、字いなや久保丙69、字中道丙70の1、丙70の2、字かげ浦丙71の1、丙71の2、丙72、丙75の3、丙80の1から丙80の3まで、字ゴミ丙76の1、字芝折丙77、丙78、字笠折五俵役地丙79、字柏ノ木辛12、字炭床辛136、辛137の1、字両瀧辛151、辛152、字横荒辛156、字孤荒辛158、字二子荒辛222の1、辛222の3、辛222の5から辛222の13まで、字悪山辛160、字瘦藪辛161、字谷嶽辛195の1、字西之谷辛196の4、辛196の6、辛200、字清水荒辛223、字若山辛224の1から辛224の4まで、辛224の6、辛224の7、辛224の9、辛224の11、辛224の12、字頼母荒辛225、辛226、字小屋峯高辛228、字宮ノ首戊66の1、字平松戊75の12、戊93、丸野字カモリ4872、5832、5836、5843から5845まで、5848、5851、字ウスズ4878、字檜ヤ株5047、字檜尾株5059、字寒ナラシ5058、字黒滝5615、字日浦5619、5621の甲、5621の乙、5646、5860、5863、5881の乙、5882、字日裏5645、5647、字鶯ノ巣5656、5657、字カゲ5806、5811、5821、字山キカイ5827、字山キガ

イ5828、字中尾5829、字柿ノ成ノハナ5857、字柿ノ成ノ下5859、字白滝5866、5867、5869から5872まで、字宮ノ谷5873、字コヤスバ5889

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1535号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成15年7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

(1) ア 免許番号 宇特区第382号

イ 免許の内容たるべき事項

(7) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(イ) 漁業の位置 南宇和郡西海町下久家地先

(ウ) 漁場の区域

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域

基点A 南宇和郡西海町樽見鼻

B 南宇和郡西海町下久家風無鼻から海岸線沿い東へ200メートルの標識

点ア Aから南宇和郡西海町亀倉鼻見通し510メートルの点

イ Aから南宇和郡西海町亀倉鼻見通し300メートルの点

ウ Bから南宇和郡西海町小浦穴の鼻西端見通し190メートルの点

エ Bから南宇和郡西海町小浦穴の鼻西端見通し400メートルの点

ウ 地元地区 南宇和郡西海町船越、久家、下久家、樽見、榎月及び小浦

エ 制限又は条件

(7) 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。

2 免許予定日

平成15年11月1日
 3 申請期間
 平成15年7月25日から平成15年9月30日まで

4 存続期間
 平成15年11月1日から平成16年3月31日まで

○愛媛県告示第1536号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。
 平成15年7月25日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-10)第14056号	平成10年7月6日	片岡工務店	片岡 政敏	松山市鴨川1-5-32	平成15年6月2日	建築工事業	建設業の廃止
(特-14)第12815号	平成14年8月26日	(株)沖田水道	沖田 利秋	伊予市森762-4	平成15年6月2日	管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-12)第5877号	平成12年12月22日	三瀬建設	三瀬 儀吉	東宇和郡野村町阿下5-785-3	平成15年6月4日	建築工事業	建設業の廃止
(般-13)第660号	平成14年3月10日	白石組	白石 博	松山市春日町8-13	平成15年6月6日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止
(般-12)第9891号	平成12年8月13日	(株)安藤住建	安藤 弘	今治市八町西2-7-30	平成15年6月6日	建築工事業	建設業の廃止
(般-14)第15124号	平成14年9月6日	橋本建設	橋本 進也	松山市畑寺4-2-18	平成15年6月19日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-14)第15172号	平成14年11月1日	(有)ファミリーホーム	菊地 一夫	伊予郡砥部町宮内2381	平成15年6月20日	大工工事業	建設業の廃止
(般-12)第3478号	平成12年9月18日	(株)森下工務店	森下 國清	越智郡弓削町下弓削187	平成15年6月24日	土木工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-14)第12649号	平成14年5月6日	伊予エンジニアリング(株)	魚崎 紋義	西宇和郡保内町川之石13-18-1	平成15年6月25日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般-13)第4号	平成13年5月12日	中居建設(株)	中居 幸利	上浮穴郡柳谷村柳井川2257	平成15年6月30日	土木工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1537号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、八幡浜地方局宇和土木事務所及び明浜町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年7月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県
 松山市一番町四丁目4番地2
 代表者 知事 加戸守行
 松山市北持田町122番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置
 東宇和郡明浜町大字田之浜甲361番1から同町大字

田之浜甲451番3までの地先公有水面
 イ 区域

次の1点から24点を順次直線で結んだ線並びに24点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+0.98メートル）の公有水面と東3号護岸及び陸との接する線により囲まれた区域

基点（明浜町大字田之浜 横簀 四等三角点）は、北緯33度19分04.4781秒、東経132度23分19.2373秒の地点

1点は、基点から真北96度56分08秒926.77メートルの地点

2点は、1点から真北242度39分28秒10.55メートルの地点

3点は、2点から真北241度36分44秒20.11メートルの地点

4点は、3点から真北246度31分06秒7.32メートルの地点

5点は、4点から真北251度21分12秒9.22メートルの地点

6点は、5点から真北258度31分11秒15.52メー

ルの地点

7点は、6点から真北 266 度18分03秒 11.93メートル

ルの地点

8点は、7点から真北 270 度41分46秒 15.50メートル

ルの地点

9点は、8点から真北 271 度12分50秒 35.94メートル

ルの地点

10点は、9点から真北 270 度43分08秒9.23メートル

の地点

11点は、10点から真北 274 度55分09秒 17.65メートル

ルの地点

12点は、11点から真北 281 度39分25秒4.19メートル

の地点

13点は、12点から真北 286 度34分11秒 11.26メートル

ルの地点

14点は、13点から真北 293 度16分38秒 10.01メートル

ルの地点

15点は、14点から真北 300 度44分00秒 12.19メートル

ルの地点

16点は、15点から真北 305 度33分04秒 14.69メートル

ルの地点

17点は、16点から真北 305 度29分32秒 12.67メートル

ルの地点

18点は、17点から真北 305 度51分58秒 13.46メートル

ルの地点

19点は、18点から真北 310 度19分20秒 15.82メートル

ルの地点

20点は、19点から真北 317 度40分11秒 11.48メートル

ルの地点

21点は、20点から真北 324 度27分17秒 12.31メートル

ルの地点

22点は、21点から真北 331 度53分30秒 15.04メートル

ルの地点

23点は、22点から真北 336 度17分55秒 14.26メートル

ルの地点

24点は、23点から真北 336 度55分24秒 36.62メートル

ルの地点

ウ 面積

3,911.57平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

東宇和郡明浜町大字田之浜甲 361 番 1 から同町大字田之浜甲 451 番 3 までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の1点から54点までを順次直線で結んだ線及び54点と1点とを結んだ線により囲まれた区域

基点(明浜町大字田之浜 横箸 四等三角点)は、北緯33度19分04.4781秒、東経132度23分19.2373秒の地点

1点は、基点から真北89度58分33秒666.78メートルの地点

2点は、1点から真北150度52分40秒7.75メートルの地点

3点は、2点から真北157度47分18秒38.38メートルの地点

4点は、3点から真北157度17分02秒19.60メートルの地点

5点は、4点から真北154度16分34秒4.57メートルの地点

6点は、5点から真北140度50分56秒7.33メートルの地点

7点は、6点から真北129度09分41秒4.17メートルの地点

8点は、7点から真北127度07分01秒15.39メートルの地点

9点は、8点から真北127度33分01秒45.19メートルの地点

10点は、9点から真北123度35分02秒3.49メートルの地点

11点は、10点から真北117度36分58秒4.54メートルの地点

12点は、11点から真北110度50分20秒3.86メートルの地点

13点は、12点から真北102度47分46秒6.65メートルの地点

14点は、13点から真北96度22分46秒3.75メートルの地点

15点は、14点から真北88度43分32秒12.34メートルの地点

16点は、15点から真北88度07分57秒46.81メートルの地点

17点は、16点から真北88度00分48秒48.86メートルの地点

18点は、17点から真北83度42分52秒4.82メートルの地点

19点は、18点から真北77度07分26秒4.66メートルの地点

20点は、19点から真北68度55分45秒4.74メートルの地点

21点は、20点から真北62度37分04秒8.57メートルの地点

22点は、21点から真北54度08分15秒6.99メートルの地点

23点は、22点から真北129度31分32秒5.88メートルの地点

24点は、23点から真北138度30分23秒4.38メートルの地点

25点は、24点から真北128度33分42秒2.86メートルの地点

26点は、25点から真北107度27分18秒10.93メートルの地点

27点は、26点から真北243度37分21秒5.15メートルの地点

28点は、27点から真北236度45分19秒10.01メートルの地点

29点は、28点から真北234度20分12秒9.70メートル

の地点

30点は、29点から真北 239 度13分14秒 18.95 メートルの地点

31点は、30点から真北 251 度59分18秒9.99メートルの地点

32点は、31点から真北 258 度51分36秒 16.80 メートルの地点

33点は、32点から真北 265 度57分02秒 12.72 メートルの地点

34点は、33点から真北 270 度40分32秒 15.90 メートルの地点

35点は、34点から真北 272 度01分40秒 14.97 メートルの地点

36点は、35点から真北 272 度21分15秒 20.97 メートルの地点

37点は、36点から真北 268 度36分15秒9.40メートルの地点

38点は、37点から真北 273 度05分37秒 18.82 メートルの地点

39点は、38点から真北 287 度53分29秒4.60メートルの地点

40点は、39点から真北 286 度06分13秒 12.27 メートルの地点

41点は、40点から真北 293 度20分03秒 10.92 メートルの地点

42点は、41点から真北 301 度11分02秒 13.07 メートルの地点

43点は、42点から真北 306 度07分16秒 15.10 メートルの地点

44点は、43点から真北 304 度13分34秒 12.67 メートルの地点

45点は、44点から真北 305 度00分22秒 13.75 メートルの地点

46点は、45点から真北 309 度16分38秒 16.85 メートルの地点

47点は、46点から真北 317 度43分08秒 12.48 メートルの地点

48点は、47点から真北 324 度58分31秒 13.38 メートルの地点

49点は、48点から真北 332 度36分41秒 16.02 メートルの地点

50点は、49点から真北 337 度09分08秒 14.58 メートルの地点

51点は、50点から真北 340 度49分37秒 16.16 メートルの地点

52点は、51点から真北 340 度53分18秒 20.57 メートルの地点

53点は、52点から真北66度50分06秒 14.44 メートルの地点

54点は、53点から真北72度36分34秒3.35メートルの地点

ウ 面積

8,372.73平方メートル

3 埋立地の用途
道路用地

4 出願年月日
平成15年 6月13日

○愛媛県告示第1538号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに町役場において縦覧に供する。

平成15年 7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

一ヶ谷

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町 村	大 字	字	地 番	標 柱	
川 内 町	則之内	恵 雲 エウン 城 谷	甲2819番	1号	
			丙596番2	2号	
			丙599番3	3号	
				丙599番3	4号
				丙599番1地先	5号
			恵 雲	甲2831番1	6号
				甲2831番1	7号
				甲2831番2	8号

高城A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線、標柱10号と標柱11号を町道高城集会所前線東側官民境界線で結んだ線及び標柱11号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町 村	大 字	地 番	標 柱
吉 田 町	立 間	4番耕地112番	1号
		4番耕地111番	2号
		4番耕地108番2	3号
		4番耕地103番2	4号
		4番耕地92番2	5号
		4番耕地90番2	6号
		4番耕地90番2	7号
		4番耕地90番2	8号
		2番耕地676番1	9号
		2番耕地676番1	10号
		2番耕地900番2	11号

八反代

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線、標柱12号と標柱13号を県道西谷吉田線東側官民境界線で結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	字	地番	標柱
吉田町	立間	八反代	1番耕地1435番	1号
			1番耕地1435番	2号
			1番耕地1433番	3号
			3番耕地498番1	4号
			3番耕地498番2	5号
			3番耕地497番地先	6号
			1番耕地1393番2地先	7号
			1番耕地1398番	8号
			1番耕地1403番1	9号
			1番耕地1416番2	10号
			1番耕地1421番1	11号
			1番耕地449番1	12号
			1番耕地449番1	13号

東八反代A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	字	地番	標柱
吉田町	立間	半ノ田	1番耕地2200番	1号
			3番耕地907番2	2号
			3番耕地905番2	3号
			3番耕地904番1	4号
			3番耕地903番1	5号
			1番耕地2182番1	6号
			1番耕地2174番2の1	7号
			3番耕地897番1	8号
			3番耕地897番1	9号
			3番耕地897番2	10号
			1番耕地2170番2	11号
			1番耕地2166番1	12号
			1番耕地2198番	13号

清延

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線、標柱11号と標柱12号を県道広見吉田線山側官民境界線で結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
広見町	清延	334番	1号
		1138番	2号
		1138番	3号
		1139番	4号
		1157番	5号

	1158番	6号
	1159番	7号
	1171番1	8号
	1171番1	9号
	1170番	10号
	414番	11号
	379番1	12号

中山A(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成2年5月愛媛県告示第779号)中山Aの項で指定した標柱3号、標柱2号及び標柱1号を順次結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱10号を県道串中山線西側官民境界線で結んだ線、標柱10号から標柱13号を順次結んだ線、標柱13号と標柱14号を県道串中山線西側官民境界線で結んだ線、標柱14号から標柱21号を順次結んだ線並びに標柱21号と標柱3号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
中山町	中山	丑358番1	10号
		丑358番3	11号
		丑351番1	12号
		丑351番1	13号
		丑495番2	14号
		丑495番2	15号
		丑492番	16号
		丑492番	17号
		丑491番	18号
		丑481番1	19号
		丑476番	20号
丑462番	21号		

松丸(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和46年12月愛媛県告示第1187号)松丸の項で指定した標柱7号と標柱6号を結んだ線、標柱6号と次に掲げる地番の土地に存する標柱12号から標柱20号までを順次結んだ線及び標柱20号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
松野町	松丸	166番1	12号
		166番1	13号
		166番1	14号
		1570番1	15号
		1570番2	16号
		111番1	17号
		117番	18号
		155番	19号
		178番	20号

○愛媛県告示第1539号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡面河村笠方1538番地先から 同村笠方1531番地先まで	旧	メートル 5.0～9.8	キロメートル 0.232	
			新	5.2～22.8	0.223	

○愛媛県告示第1540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡面河村笠方1538番地先から 同村笠方1531番地先まで	平成15年7月25日

○愛媛県告示第1541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡五十崎町大字只海甲409番9から 同町大字北表甲708番4まで	旧	メートル 3.5～7.4	キロメートル 0.122	
			新	9.2～24.4	0.208	

○愛媛県告示第1542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡五十崎町大字只海甲409番9から 同町大字北表甲708番4まで	平成15年7月25日

○愛媛県告示第1543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	城川橋原線	東宇和郡城川町大字窪野2694番1地先から 同大字2762番1地先まで	旧	メートル 3.8～17.0	キロメートル 0.230	
			新	10.8～24.4	0.230	

○愛媛県告示第1544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。平成15年7月25日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の日. Content: 県道 城川橋原線, 東宇和郡城川町大字窪野2694番1地先から同大字2762番1地先まで, 平成15年7月25日

○愛媛県告示第1545号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による次の道路の位置の指定は、廃止する。平成15年7月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

北宇和郡吉田町大字鶴間字池ノ尻1419番2及び1419番3幅員4メートル延長30メートル

2 申請人の住所氏名

宇和島市伊吹町甲1525番地1 マルタカ産業有限会社 代表取締役 曾根 高一

3 指定した年月日及び番号

平成14年9月24日愛媛県告示第1578号

○愛媛県告示第1546号

道路の位置の指定（平成15年7月愛媛県告示第1496号）は、廃止する。平成15年7月25日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1547号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、西条市、新居浜市、越智郡、今治市及び北条市の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、平成15年9月1日から12月26日までの間において実施する。平成15年7月25日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 4 columns: 検査日時, 検査場所, 検査区域, 対象となる特定計量器. Content: 平成15年9月1日午前10時から午前11時30分まで, 西条市農協氷見支所, 西条市, 非自動はかり(計量法施行令第5条第1号又は第2号に掲げるもの及び同政令附則別表第2に掲げるものを除く。)分銅

Table with 4 columns: 日, 時間, 場所, 備考. Content: 4日 午前10時から午後3時まで, 西条市農協中央支所, 定量おもり, 5日 午前10時から午後3時まで, 西条市農協中央支所, 定量おもり, 16日 午前10時から正午まで, 若宮公民館, 16日 午後1時30分から午後3時まで, 口屋跡記念公民館, 17日 午前10時から正午まで, 新居浜市役所川東支所, 17日 午後1時から午後3時まで, 垣生公民館, 18日 午前10時から正午まで, 高津公民館, 18日 午後2時から午後3時まで, 大島公民館, 19日 午前10時から正午まで, 中萩公民館, 19日 午後1時から午後3時まで, 船木公民館, 22日 午前10時から正午まで, 角野公民館, 22日 午後1時から午後3時まで, 大生院公民館, 24日 午前10時から午後3時まで, 新居浜市郷土美術館, 25日 午前10時から午後3時まで, 新居浜市郷土美術館, 26日 午前10時から正午まで, 新居浜市役所別子山支所, 10月1日 午後0時25分から午後0時55分まで, 魚島村開発センター, 魚島村, 2日 午前9時から午前11時30分まで, 生名島開発総合センター, 生名村, 2日 午後1時から午後4時まで, 弓削町役場, 弓削町, 3日 午前10時から正午まで, 岩城村生活文化センター, 岩城村, 6日 午前10時から正午まで, 吉海町町民会館, 吉海町, 6日 午後1時から午後3時まで, 宮窪町中央公民館, 宮窪町, 7日 午前10時から午後3時まで, 伯方町中央公民館, 伯方町, 8日 午前10時から午後3時まで, 上浦町離島開発総合センター, 上浦町, 9日 午前10時から午後3時まで, 大三島町コミュニティセンター, 大三島町, 10日 午前10時から正午まで, 岡村小学校僻地集会所, 関前村, 10日 午後1時から午後2時まで, 大下島農協倉庫, 14日 午前10時から午前11時30分まで, 波止浜地区住民センター, 14日 午後1時から午後3時まで, 清水地区住民センター, 15日 午前10時から正午まで, 乃万地区住民センター, 15日 午後1時から午後3時まで, 近見地区住民センター

" 16日	午前10時 から 午前11時30分まで	富田地区住民セン ター	今治市
" 16日	午後 1時 から 午後 3時 まで	桜井地区住民セン ター	
" 17日	午前10時 から 午前11時30分まで	常盤地区住民セン ター	
" 17日	午後 1時 から 午後 3時 まで	立花カルチャーセ ンター	
" 20日	午前10時 から 午後 3時 まで	美須賀小学校	
" 21日	午前10時 から 午後 3時 まで	今治市民会館	
" 22日	午前10時 から 午後 3時 まで	今治市民会館	
" 23日	午前10時 から 午後 3時 まで	今治市民会館	
11月 5日	午前10時 から 正 午 まで	朝倉村福祉センタ ー	朝倉村
" 6日	午前10時 から 正 午 まで	波方町役場	波方町
" 7日	午前10時 から 午後 3時 まで	大西町中央公民館	大西町
" 10日	午前10時 から 午後 3時 まで	菊間町民会館	菊間町
" 11日	午前10時 から 正 午 まで	菊間町役場亀岡支 所	
" 11日	午後 1時 から 午後 3時 まで	菊間町民会館	
" 12日	午前10時 から 午後 3時 まで	北条市民会館	北条市
" 13日	午前10時 から 午前11時30分まで	北条市役所粟井支 所	
" 13日	午後 1時 から 午後 3時 まで	北条市民会館	
" 14日	午前10時 から 午後 3時 まで	玉川町役場	玉川町